

改正 平成27年3月18日

平成28年3月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大東文化大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為を防止し、円滑な研究活動の推進に資するため、不正行為に対する取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「研究活動」とは、研究費の有無にかかわらず、本学の教職員が行う又は本学の施設等を利用して行われる全ての研究活動をいう。

2 この規程において、「研究者」とは、研究活動を行う本学の教職員をはじめ、本学の施設等を利用して研究活動を行うすべての者をいう。

3 この規程において、「研究費」とは、外部から配分される研究資金（大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程第2条第3項に定めるものをはじめ、私学事業団、財団、企業等からの資金を含む）及び本学から支給される研究費（一般研究費、特別研究費、国内研究員研究費、海外研究員研究費等）をいう。

4 この規程において、「配分機関」とは、大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程第2条第4項に定めるものをはじめ、私学事業団、財団、企業等研究資金を交付する機関をいう。

5 この規程において、研究活動における「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為及びこれに協力する行為をいう。ただし、故意によるものではないこと又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠っていないことが根拠をもって明らかにされたものは、不正行為には含まれないものとする。

(1) 捏造 存在しないデータ及び研究結果等を作成する行為をいう。

(2) 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行うことにより、データ及び研究結果等を真正ではないものに加工する行為をいう。

(3) 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、研究結果、論文又は文章等の使用について、当該研究者等の承諾又は適切な表示を行うことなく引用する行為をいう。

(4) 二重投稿 他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為をいう。

(5) 不適切なオーサーシップ 論文、著書等の著作者が適正に公表されない行為をいう。

(6) その他第1号から第5号に類する行為

6 この規程において、「研究倫理教育」とは研究活動に関係する不正を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために実施する教育をいう。

(不正行為の禁止)

第3条 研究者は、研究活動において不正行為を行ってはならず、またその防止に努めなければならない。

(研究データの保存・開示)

第4条 研究者は、研究のために収集又は作成した資料・情報・データ等（以下、「研究データ等」という。）を一定期間保存し、必要な場合には開示しなければならない。研究データ等の保存期間、開示に定めがある場合には、関係諸法令又は学内の諸規則に従わなければならない。

2 研究者は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む。）・保管や実験試料・試薬の保存等、研究活動に関して守るべき作法を遵守しなければならない。

第2章 不正行為の防止体制

(不正行為の防止体制)

第5条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究倫理教育責任者、研究倫理教育副責任者、研究倫理教育推進責任者及び研究倫理教育推進副責任者を置く。

(研究倫理教育責任者)

第6条 本学全体の研究活動を総括し、研究倫理教育の管理・運営について、総括的な責任及び権限を有する者として研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、学長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究倫理の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、第7条に定める研究倫理教育副責任者及び第8条に定める研究倫理教育推進責任者が、責任を持って研究倫理教育の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう環境整備に努める。
(研究倫理教育副責任者)

第7条 研究倫理教育責任者を補佐し、研究倫理教育の運営・管理について本学全体を統括する者として、研究倫理教育副責任者を置く。

- 2 研究倫理教育副責任者は、副学長、学務局長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育副責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、研究倫理の基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、その状況を確認するとともに研究倫理教育責任者に報告する。

(研究倫理教育推進責任者)

第8条 本学の各部局における研究倫理教育の運営・管理について責任を有する者として、研究倫理教育推進責任者を置く。

- 2 研究倫理教育推進責任者は、学部長、研究科委員長、法務研究科長、書道研究所長、東洋研究所長及び国際交流センター所長等をもって充てる。
- 3 研究倫理教育推進責任者は、研究倫理教育副責任者の指示のもと、次の各号に定める職務を執行する。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正防止対策の実施及び研究倫理教育副責任者に対する実施状況の報告。

(2) 部局内に所属する研究者、在籍学生に対する研究倫理教育の実施及び受講状況の管理。

(研究倫理教育推進副責任者)

第9条 研究倫理教育推進副責任者は、学科主任、専攻主任、教務主任、学部事務室、大学院事務室、研究所事務室及びセンター事務(室)長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育推進副責任者は、研究倫理教育推進責任者の職務を補佐する。

第3章 研究倫理教育

(研究倫理教育)

第10条 研究活動にかかわる研究者、本学に在籍する学生及び研究倫理教育を運営・管理する事務職員は、定期的に研究倫理教育を受けなければならない。

第4章 研究活動にかかわる不正行為の相談・告発等の受付

(受付窓口)

第11条 本学は、研究活動にかかわる不正行為(以下「不正行為」という。)に関する学内外からの相談・告発等に対応するため、学務部並びに外部機関に窓口を置く。外部機関については、別途定めるところによる。

- 2 受付窓口において相談・告発等を受けた者は、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。

(相談・告発等の受付)

第12条 告発等の受付は、電話、文書、ファクシミリ、電子メール及び面談等の方法による。

- 2 受付窓口において相談・告発等の通報を受けた者は、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 受付窓口で告発等を行った者(以下「告発者」という。)の氏名、所属(又は職業)及び連絡先

(2) 研究活動において不正行為を行ったとされる研究者等の氏名又は団体・グループ等の名称(以下「被告発者」という。)

(3) 研究活動における不正行為の具体的な内容及び当該行為を不正とする合理的理由など

- 3 前項各号に規定する事項が確認できない告発等は、原則として受理しない。ただし、受付窓口において匿名で告発等を行うことに相当の事由があると認められた場合には、この限りでない。

- 4 学務部長並びに外部窓口は、相談・告発等を受付けた場合には、速やかに研究倫理副責任者を通して研究倫理教育責任者に書面によって報告しなければならない。

(告発の意思を明示しない相談の取扱い)

第13条 告発の意思を明示しない相談については、研究倫理教育副責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。

(警告)

第14条 研究倫理教育責任者は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという相談・告発については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めたときは、相談・告発の対象とされた者に警告を行うものとする。

(悪意による告発等の防止)

第15条 受付窓口において告発等の通報を受けた者は、悪意による虚偽の告発等を防止するため、告発者に対して、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 前条第2項各号に掲げる事項を確認できない告発等については、原則として受理しないこと
- (2) 告発者に対して、調査協力を求める場合があること
- (3) 調査の結果、悪意による虚偽の告発等であると認められた場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等を行うことがあること

(秘密保持)

第16条 告発等の業務に携わった教職員等は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏らしてはならない。

第5章 不利益取扱いの禁止

(不利益取扱いの禁止)

第17条 本学園及び本学の教職員等は、告発等が悪意による虚偽のものであると認定された場合を除き、告発者に対して、告発等を行ったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 本学園及び本学の教職員等は、被告発者に対して、単に告発等がなされたことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 本学園及び本学の教職員等は、予備調査及び本調査等に協力をした者に対して、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

第6章 予備調査

(予備調査)

第18条 研究倫理教育責任者は、第12条第4項の規定により報告を受けたときは、次の各号に定める事項について、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- (1) 研究活動において不正行為が行われた可能性
 - (2) 告発等の内容についての妥当性
 - (3) 本調査を実施することの必要性
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 研究倫理教育責任者は、告発等の意思を明示しない相談で、その内容を確認・精査した結果、相当の理由があると思われるとき、学会や報道等により不正行為の疑いが指摘されたとき、又はインターネット上の事案で、不正行為の態様等事案の内容が明示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていると思われるときは、調査を開始することができる。
 - 3 被告発者が複数の研究機関に所属するとき、以前所属していた研究機関で行った研究活動について告発されたとき、又は告発された事案にかかわる研究活動を行っていた際に所属した研究機関を既に離職しているときには、他の研究機関と合同で調査を実施することができる。
 - 4 第1項の規定による予備調査の実施にかかわる責任者(以下「予備調査責任者」という。)は、原則として、研究倫理教育副責任者とする。ただし、研究倫理教育責任者は、必要と認めるときは他の者を指名することができる。
 - 5 予備調査責任者は、予備調査の実施にあたっては、告発者、被告発者その他関係者に対して、協力を求めることができる。
 - 6 前項の規定により協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、当該協力要請に対して、積極的かつ誠実に対応しなければならない。
 - 7 予備調査責任者は、当該予備調査の結果を速やかに研究倫理教育責任者に報告しなければならない。

(予備調査後の措置)

第19条 研究倫理教育責任者は、原則として、告発等を受理した日から30日以内に、本調査を実施するか否かを決定しなければならない。

2 研究倫理教育責任者は、本調査の実施を決定したときは、速やかに告発者、被告発者その他関係者に通知し、文部科学省及び当該事案にかかわる配分機関に本調査を行う旨を報告しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、第1項の規定により本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者及び被告発者（被告発者については、前条第5項の規定により調査協力を求めた場合に限る。）に通知しなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、予備調査にかかわる資料等を保存しなければならない。

5 研究倫理教育責任者は、文部科学省及び当該事案にかかわる配分機関の求めがあった場合、前項で定める資料等を開示しなければならない。

第7章 研究活動にかかわる不正行為調査委員会

(調査委員会)

第20条 研究倫理教育責任者は、本調査の実施を決定した場合には、速やかに研究活動にかかわる不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置しなければならない。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究倫理教育副責任者の中から研究倫理教育責任者が指名する者 2名

(2) 研究倫理教育推進責任者の中から研究倫理教育責任者が指名する者 2名

(3) 調査事項に関する学外の有識者の中から研究倫理教育責任者が指名する者 4名以上

3 告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

4 調査委員会には、委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した他の委員がその職務を代行する。

7 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 調査委員会は、告発者及び被告発者に対して、委員の氏名及び所属を示さなければならない。告発者及び被告発者は、調査委員会の構成について、研究倫理教育責任者に14日以内に異議申立てをすることができる。研究倫理教育責任者は、その内容が妥当であると判断する場合は、委員を交代させなければならない。研究倫理教育責任者は、委員を交代させるかどうかにかかわらず、その結果を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

(本調査の実施)

第21条 委員長は本調査の実施決定の日から30日以内に調査委員会による調査を開始するとともに、その旨を研究倫理教育責任者に報告しなければならない。

2 調査委員会は、本調査の実施にあたっては、告発者、被告発者その他関係者に対して、関係資料等の提出等、必要な協力を求めることができる。

3 前項の規定により協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、当該協力要請に対して、積極的かつ誠実に対応しなければならない。

4 調査委員会は、証拠となる関係資料等を保全するとともに、被告発者に対して、当該調査にかかわる関係者との接触の禁止及び保全を必要とする場所等への立入禁止等、必要な措置をとることができる。

5 告発された事案にかかわる研究活動が行われた研究機関が本学の研究機関以外であるときは、調査委員会は、告発された事案にかかわる研究活動に関して、証拠となる関係資料等を保全する措置をとるよう当該研究機関に求めるものとする。

6 本学の研究機関とは異なる研究機関（以下「調査機関」という）で、告発された事案にかかわる研究活動が本学の研究機関で行われたときは、調査機関の要請に応じ、告発された事案にかかわる証拠となる関係資料等を保全する措置をとるものとする。

7 調査委員会は、前3項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

8 調査委員会は、本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報を、調査の遂行上必要な範囲をこえて漏らしてはならない。

(本調査における一時的措置)

第22条 研究倫理教育責任者は、被告発者に対して、本調査の実施決定の日から調査委員会より調査結果の報告を受けるまでの間、告発等のあった研究活動にかかわる研究費の執行を停止することができる。

2 研究倫理教育責任者は、本調査の結果、当該研究活動について不正行為がなかったと判断したときは、直ちに前項の規定による研究費の執行停止措置を解除するものとする。

(弁明の機会)

第23条 調査委員会は、本調査の実施にあたっては、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、告発等が悪意による虚偽の告発等に該当するか否かの認定にあたっては、告発者等に対して弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の疑念への説明責任)

第24条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案にかかわる研究活動に対する疑念を否認する場合には、自己の責任において、当該研究活動の方法と手続きの適切性及び論文等の表現の適切性について、科学的な根拠を示し、説明しなければならない。

(認定)

第25条 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正行為と認定された研究活動にかかわる論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

(調査結果の報告及び通知)

第26条 委員長は、本調査の開始日から150日以内に、研究倫理教育責任者に当該調査の結果を報告しなければならない。

2 研究倫理教育責任者は、調査委員会の調査結果を、遅滞なく告発者、被告発者その他関係者に通知し、文部科学省及び当該事案にかかわる配分機関に報告しなければならない。

(不服申立て)

第27条 告発者及び被告発者は、調査委員会の調査結果について不服がある場合には、第26条第2項の規定による通知を受けた日から14日以内に、研究倫理教育責任者に対し、不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを行うことはできない。

2 研究倫理教育責任者は、不正行為が行われたものと認定された被告発者から不服申立てがあった場合には、その旨を告発者に通知するとともに、文部科学省及び当該事案にかかわる配分機関に報告しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、告発が悪意に基づくものと認定された被告発者から不服申立てがあった場合には、被告発者、その他関係者にその旨を通知するとともに、文部科学省及び当該事案にかかわる配分機関に報告しなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、第1項の規定による不服申立てがあった場合には、当該不服申立ての内容を精査したうえで、必要に応じて、調査委員会に対し再調査を命ずることができる。この場合において、調査委員会は、専門性を要する判断が必要となるときは、調査委員を交代若しくは追加し、又は専門家から意見を徴することができる。

5 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定しなければならない。

6 調査委員会は再調査を開始した場合、被告発者からの不服申立てにおいては不服申立て日より50日以内に、悪意に基づくものと認定された被告発者からの不服申立てにおいては30日以内に、当該調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を研究倫理教育責任者に報告しなければならない。研究倫理教育責任者は、不服申立てに対する調査委員会の決定を被告発者、告発者、その他関係者に通知し、文部科学省及びその事案にかかわる配分機関に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第28条 研究倫理教育責任者は、不正行為を認定した場合又は悪意に基づく告発と認定した場合には、速やかに調査結果を公表しなければならない。

2 公表する内容には、不正行為に関与した者又は悪意に基づく告発をした者の氏名・所属（又は職業）、不正行為の場合はその内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法及び手順が含まなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められるとき、調査事案が外部に漏えいしていたとき又は論文等に故意によるものではない誤りがあったときは、調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容には、以下のものを含めなければならない。

(1) 研究活動における不正行為がなかったこと

(2) 論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、その内容

(3) 被告発者の氏名・所属

(4) 調査委員会委員の氏名・所属

(5) 調査の方法・手順

(研究活動の不正行為等にかかわる措置)

第29条 研究倫理教育責任者は、本調査の結果、研究活動について不正行為があったと判断したときは、速やかに再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 不正行為及び悪意に基づく告発が認定された場合の手続きについては、学校法人大東文化学園職員懲戒規程の定めるところによる。

3 研究倫理教育責任者は、被認定者に対して、不正行為が認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告しなければならない。

第8章 雑則

(事務)

第30条 この規程に関する事務は、学務部学務課が処理する。

(適用法令等)

第31条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）及びその他の関係法令通知等に準拠して取り扱うものとする。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成20年11月26日から施行する。

附 則（平成27年1月28日）

この規程は、平成27年1月28日から施行する。

附 則（平成27年3月18日）

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成28年3月24日）

この規程は、平成28年3月24日より施行する。